

令和6年度 群馬県健康推進学校表彰募集要項

1 趣 旨

児童生徒、教職員、家庭、地域の健康に対する関心を高め、健康教育の推進と一層の充実に寄与するため、健康教育を積極的に展開している学校から広く応募を募り、その取り組みを表彰する。

対象は、県内国公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校とする。

2 主 催 群馬県教育委員会・群馬県学校保健会

3 応募方法及び提出

市町村立学校

(1) 市町村立の小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校
別紙「健康推進活動の計画と実際」調査票に所要事項を記入し、所管の市町村教育委員会
へ8月19日(月)までに提出する。

※その際、学校保健計画と学校安全計画、食に関する指導の全体計画を必ず添付すること

市町村教育委員会

(2) 市町村教育委員会

応募のあった学校の調査票をとりまとめ、所轄の教育事務所へ9月2日(月)までに提出する。

教育事務所

(3) 教育事務所

管内市町村教育委員会から応募のあった学校についてとりまとめ、別紙様式により、県教育委員会健康体育課へ9月20日(金)までに提出する。

県立・組合立・国立学校

(4) 県立・組合立・国立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

別紙「健康推進活動の計画と実際」調査票に所要事項を記入し、健康体育課へ8月19日(月)までに提出する。

※その際、学校保健計画と学校安全計画、食に関する指導の全体計画を必ず添付すること

4 審査方法

応募のあった学校を校種別、規模別（小・中学校、義務教育学校、中等教育学校）に審査を行う。

小、中学校であっても、応募数により一括で審査する必要が生じた場合、規模別としない。

なお、県審査会の委員は、群馬県教育委員会教育長が委嘱した審査員により行うものとする。

(1) 応募校について書類審査（推薦書及び調査票）等により、一次審査を行い、県審査会に提出する。

(2) 県審査会は、優秀な取組をしている学校を選定し、現地訪問校を決定する。

(3) 県審査会は、提出された学校について、書類審査等から総合的に判定し、それぞれの部門で「特別賞」「優秀校」「優良校」「奨励校」「入選校」を決定する。

5 表 彰

令和5年度群馬県教育委員会表彰・健康推進学校表彰・学校保健会長表彰 表彰式において行う。

6 その 他

現地訪問及び表彰式等については、別途通知する。

一次審査 9月下旬

現地訪問 10月中旬

県審査会 10月30日(水) 13:00~17:00 県庁 295会議室

表彰式 12月18日(水) 14:00~15:00 群馬県公社総合ビル

参考

表彰の歩み

昭和 5年	健康優良児童表彰の創設
20年	終戦
21年	健康優良児童表彰の中止（食料難などのため）
24年	健康優良児童表彰再開
26年	健康優良学校表彰の併設
54年	健康優良児童表彰の廃止（学校表彰に一本化）
平成 3年	「健康優良学校表彰」を「健康推進学校表彰」に名称変更
平成 8年	朝日新聞社の全日本健康推進学校表彰が平成8年度で廃止
平成 9年	群馬県教育委員会と群馬県学校保健会の共催で「群馬県健康推進学校表彰」として事業を継続
平成11年	中学校の部を追加し、特別賞を設定
平成14年	日本学校保健会が新規事業として「21世紀・新しい時代の健康教育推進学校表彰事業」をスタート
平成15年	対象をこれまでの市町村立小学校、中学校から、国公立小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校とする。
平成18年	対象に中等教育学校を加える。
平成19年	対象を国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校とする。
令和 3年	対象に義務教育学校を加える。
令和 4年	対象に国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校及び特別支援学校とする。

群馬県健康推進学校表彰応募校数の推移

